

T O H O L E A S E

脱炭素社会の構築に向けた ESGリース促進事業 補助金制度のご案内

環境省
補助金
事業



制度の概要

脱炭素機器のリース料低減を通じて、ESG要素を考慮した取組を促進し、バリューチェーン全体での脱炭素化に貢献する中小企業を支援します。

制度の仕組み

- 中小企業等が脱炭素機器をリースにより導入した場合に、当初リース契約期間の総リース料（消費税及び再リース料を除く）の4%以下の補助金を指定リース事業者に対して交付します。更に、ESG要素を考慮した優良な取組には、1%上乗せします。また、リース先（中小企業等）及び指定リース事業者の両者がESG要素を考慮した優良な取組を行っている場合、極めて先進的な取組として、2%上乗せします。
- 予算額は13.25億円（令和6年度予算事業）。

<補助率イメージ>

取組の実施主体	ESG要素を考慮した取組の有無	特に優良な取組 (1%上乗せ)		極めて先進的な取組 (2%上乗せ)
		有	無	有 (1%)
リース先(中小企業等)	基準補助率	有	無	有 (1%)
指定リース事業者		無	有	有 (1%)
補助率	4%以下:①	①+1%	①+1%	①+2%

利用要件 (対象となるリース先)

- 個人事業主、中小企業であること。中小企業は、以下のいずれかに該当するもの。
 - ・中小企業：資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社法上の会社。
 - ・厚生労働省受領行動調査における病院の表章区分の中・小病院（但し、療養病床を有する病院は補助対象先とする）及び医療法における医療提供施設の一部。
- 政府機関、地方公共団体又はこれに準ずる機関でないこと。
- バリューチェーン上の脱炭素化に資する以下の取組を行っている者とする。

要件の内容	ESG要素を考慮した取組 (適格要件)	ESG要素の優良な取組 (加点要件)
	バリューチェーン全体として脱炭素化に向けた取組が行われており、大企業等からの要請、支援を受け、バリューチェーン内の中小企業等が脱炭素化の取組を行っている。脱炭素化に向けた自主目標を設定し、その達成に向けて取り組んでおり、バリューチェーンの脱炭素化に自主的に貢献している。	バリューチェーン全体でパリ協定の達成に向けた脱炭素化の目標を設定しており、当該バリューチェーン内の中小企業等がその達成に向けて取組を行っている。中小企業等が中小企業版SBT、RE Action等、パリ協定に整合する目標を設定し、その達成に向けて取組を行っている。または、環境経営マネジメントを通じて脱炭素化に向けて取組等を行っているなど、バリューチェーンの脱炭素化に自主的に貢献している。

補助金のスケジュール

●受付期限	補助金交付申請書類受付期限	令和7年3月6日
	補助金実績報告書類受付期限	令和7年3月13日

- 補助対象機器の借受証が、令和7年3月13日までに発行される見込みであることとします。
※ESGリース促進事業は、環境省の補助金事業です。本紙内容は、一般社団法人環境金融支援機構（OSSF）によるご案内パンフレットを参考にして作成しております。



東邦リース株式会社 〒960-8101 福島市上町5番6号 上町テラス3階 TEL (024) 521-1441 FAX (024) 524-0840

郡山事務所 TEL (024) 938-7006 FAX (024) 938-6417 いわき事務所 TEL (0246) 21-2577 FAX (0246) 24-5542
白河事務所 TEL (0248) 23-9556 FAX (0248) 23-9557 相双事務所 TEL (024) 521-1441 FAX (024) 524-0840
会津事務所 TEL (0242) 23-4032 FAX (0242) 29-5566 仙台事務所 TEL (022) 353-7115 FAX (022) 231-5507

お申込み リースご希望の物件が決まりましたら、東邦リースまたは東邦銀行本支店の窓口にお申込下さい。